

件名	愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県行政組織条例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事を廃止する。</li> <li>2 企画情報部の分掌事務のうち、「国際交流に関する事項」を経済労働部に移管する。</li> <li>3 地方自治法の改正に伴う規定整備 この条例は、知事の<u>直属機関及び部</u>について必要な事項を定めるものとする。</li> </ol> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>直近下位の内部組織である</u></p> <p>理事の廃止に伴う規定整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与に関する条例 理事の給与に関する規定を削る。</li> <li>2 職員の旅費に関する条例 理事の旅費に関する規定を削る。</li> <li>3 知事等の給与の特例に関する条例 理事の給与の特例に関する規定を削る。</li> </ol>	
施行日	平成 17 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方自治法第 158 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の<u>直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。</u></p> <p>2・3 省略</p>	